

図書館利用心得

館内での、飲食を禁止する。

また、携帯電話の通話等他の者の迷惑となる行為をしないこと。

(1) 閲覧室・書庫

(総則)

- ① 図書館を利用する場合は学生証を持参すること。
- ② 貸出図書は、一人5冊14日以内とする。長期休業中の貸出冊数及び貸出期間は、その都度、通知する。
- ③ 延滞図書(「延滞図書」とは貸出期限を超過した図書をいう。)がある場合、新たな貸出を停止する。
- ④ 貸出中の図書は、次の場合、ただちに返却しなければならない。
 - ア 学生が修了、卒業、退学、休学し、又は停学となったとき
 - イ 教職員が、転退職するとき
 - ウ 図書類の点検、整理等のため必要と認めるとき
 - エ その他図書館長が必要と認めるとき
- ⑤ 次の図書類は、図書館長が特に許可した場合を除き、貸出することができない。
 - ア 貴重図書
 - イ 辞書、辞典、年鑑、便覧等
 - ウ 地図、統計図表
 - エ 紀要、雑誌の最新号
 - オ 視聴覚資料
 - カ その他の図書館長が指定する図書
- ⑥ 利用者が特に必要とするとき(卒業研究等)は、図書館長の許可を得て特別貸出ができる。
- ⑦ 図書館長は、貸出図書について随時点検し、必要に応じて返却を求めることができる。

(利用方法)

- ① 開架図書は自由に検索又は閲覧することができるが、書庫への入室は図書館長の許可を得なければならない。

また、閲覧後は必ず元の位置に返却すること。
- ② 貸出手続きは、図書と学生証を係員に提出する。
- ③ 返却手続きは、図書のみを係員に提出する。
- ④ 返却期限後も引き続き貸出を希望する場合は、その図書と学生証を提出し、貸出延長の手続きを取ること。ただし、貸出延長は1回限り14日以内とする。

(注意事項)

- ① カバンの等の携帯品は、必ず入り口のロッカーに入れ、貴重品・筆記用具以外のものは持ち込まないこと。
- ② 閲覧室では静かにし、雑談等他の者の迷惑となる行為をしないこと。
- ③ 携帯電話での通話は禁止する。(電源を切る等音が出ないようにすること。)
- ④ 貸出図書は、転貸しないこと。
- ⑤ 再三の督促にもかかわらず返却しない場合は、同一のものを弁償すること。(図書館規程第13条第

2項適用)

⑥ その他図書館の利用に関しては係員の指示に従うこと。

(2) 図書館附属施設・設備

(総則)

① 図書館附属施設・設備（以下「施設・設備」という。）を利用する場合は、この心得を守り使用すること。

② 施設とは、次のものとする。

ア 視聴覚教室（大ホール、コントロール室）

イ ゼミナール室

ウ 特別資料室

エ 工業技術資料室

オ 作法室

③ 設備とは、次のものとする。

ア 映写関係（液晶プロジェクター、16ミリ映写機、スライド映写機、OHP等）

イ 映像関係（DVD・LD・VTR・ビデオカメラ・テレビ等）

ウ 音響関係（MD・CD・ステレオ、ピアノ等）

エ 資料関係（ビデオテープ・カセットテープ・スライド・MD・CD、LD等）

④ 施設・設備を取り扱える者は、次の者とする。

ア 本校関係職員又は指導教員

イ その他館長が認める者

⑤ 施設・設備利用時間は、原則として次のとおりとする。

月～金曜日 9時～17時15分まで

⑥ 利用の優先順位は、次のとおりとする。

1 学校行事 2 授業 3 教職員会議又は講演 4 教員研究 5 その他

(利用方法)

① 施設・設備の利用を希望する場合

利用責任者（教職員）が「総合情報センター図書館視聴覚施設予約システム」に随時予約登録を行う。

② 施設・設備を利用時間外に利用する場合

利用責任者（教職員）は、あらかじめ図書館長の許可を得て、施錠その他必要事項について引継を受け、利用時間中は、立ち会うものとする。施錠後、鍵は当日中に守衛室に預けることとする。

③ 設備を館外で使用する場合

原則として、利用は学内利用時間内とする。特別に学外で利用する場合は、図書館長の許可を得て、4日以内とする。

(注意事項)

① 設備を利用する場合は、あらかじめ利用する機器・AV資料について、関係職員に確認を受けること。

② 音響機器の音量は、近隣の迷惑にならないようにすること。

- ③ 施設・設備等を破損した場合は、直ちに関係職員へその旨を届け出ること。
- ④ 施設・設備等を使用中、不注意により損傷又は、紛失したときは、図書館長の指示により弁償させることがある。
- ⑤ 施設の利用後は、整理・整頓を行い、消灯、戸締まり、火気の始末等に留意し、清掃を行った後、関係職員に利用の終了を届出ること。
- ⑥ この心得に違反したときは、以後図書館附属施設・設備の利用を禁止することがある。

附 則

この心得は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。